

お知らせ

国土交通省が皆様のご協力により進めております「一般国道7号改築工事（栗ノ木道路及び紫竹山道路）並びにこれに伴う市道付替工事」については、令和6年8月23日付けで土地収用法による事業の認定の告示がありました。また、同日付けで起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されておりましたが、令和8年1月20日付けで、一部の土地について手続開始の告示がありました。このため、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせいたします。

記

1. 手続開始の告示があった土地

イ 収用の部分

新潟県新潟市中央区明石二丁目、沼垂東一丁目、長嶺町、鏡ヶ岡地内

ロ 使用の部分

なし

2. 収用又は使用の手続を保留する土地（以下「手続保留地」といいます。）

新潟県新潟市中央区本馬越二丁目、南笛口二丁目、紫竹一丁目、紫竹山二丁目及び
紫竹山三丁目並びに東区紫竹山三丁目及び紫竹五丁目地内

（注）前記1の土地の範囲を表示する図面は、新潟市役所（市政情報室）をご覧ください。

3. 土地価格の固定について

前記1の土地については、手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることになります。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があった日をもって価格が固定されることになります。

4. 関係人の範囲の制限について

手続開始の告示があった日以後に、前記1の土地に関して新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

5. 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、前記1の土地の形質を変更し、若しくは手続開始の告示があった日以後において工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ新潟県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

ただし、手続保留地については、明らかに事業に支障を及ぼすような土地の形質の変更をする場合を除き、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

6. 裁決申請の請求について

裁決申請は、国土交通省が行いますが、前記1の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利を持っている土地について、国土交通省に対し、裁決申請を行うよう請求することができます。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

7. 補償金の支払請求について

前記1の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを国土交通省に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記6の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

8. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、前記1の土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後に直接、新潟県収用委員会あてにすることができます。

9. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法第28条の2の規定による補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所（用地第一課）、又は新潟市役所（土木部道路計画課）において下されば配布いたします。

その他不明な点については、下記事務所に照会してください。

連絡先

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所 用地第一課

住 所：新潟市中央区南笹口二丁目1番65号

電 話：025-246-7753（直通）